

# 上田市「別所線千曲川橋梁」ネーミングライツパートナー募集要項

上田市では、「別所線千曲川橋梁」における命名権者（ネーミングライツパートナー）（以下「パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

## 1 募集の目的

上田市は、本施設の愛称を命名する権利を取得するパートナーを募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価として得た命名権料を、本施設の管理運営や利用者のサービス向上に役立てます。

## 2 対象施設

名称：「別所線千曲川橋梁」

設置目的：鉄道事業及び鉄道事業に付帯する事業に使用するもの

施設概要：別紙「別所線千曲川橋梁」の概要をご覧ください。

## 3 募集の条件

### (1) 契約期間

応募約1か月後から令和13年3月27日まで

（契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。）

### (2) 希望金額

月額6.25万円以上（消費税込み）とします。ただし、希望金額未満の場合も応募できます。

### (3) 応募資格

法人その他の団体を応募の対象とします。ただし、別表1の条件に該当する者は除きます。

### (4) 愛称の条件

施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られる愛称を命名してください。ただし、別表2の条件に該当する名称は認められません。

また、命名する愛称に「別所線千曲川橋梁」が含まれることを条件とします。

### (5) 契約の条件

① 募集する名称は、本施設の愛称であることから、施設の名称（以下「正式名称」という。）を変更するものではありません。

② 契約期間中の愛称の変更はできません。

### (6) 費用の負担

敷地内外の看板、標識等の表示変更に要する費用については、パートナーにおいて、契約金額とは別に負担していただきます。また、契約終了後の原状回復についても同様とします。

なお、契約締結後に市が発行する印刷物やホームページの表示変更に要する費用については、上田市が負担します。

区分	費用負担	備考
敷地内の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
敷地外の看板、標識等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	契約締結後作成分 例：時刻表兼利用促進チラシ 8,000部

※表示の変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※看板、標識等の新設については、別途協議します。

なお、橋梁への看板、標識等の設置はできません。

(7) パートナーの特典

希望する特典があれば提案してください。別途協議させていただきます。

(8) 本施設の貸付相手からの特典

本施設を鉄道事業及び鉄道事業に付帯する事業に使用するため鉄道事業者へ貸与しておりますが、ネーミングライツ導入の趣旨に賛同をいただき、次のとおり特典が提供されます。

- ① 電車車内広告（中吊りポスター B3 1枚）
- ② オリジナル切符（上田駅から別所温泉ゆき 50枚）

#### 4 応募方法

(1) 募集期間

令和6年10月25（金）から随時

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 応募書類

- ① 「別所線千曲川橋梁」ネーミングライツ申込書（様式1）
- ② 応募資格についての誓約書（様式2）
- ③ 地域活動や社会貢献等の実績及び今後の計画（様式3）
- ④ 会社概要及び直近3ヶ年の決算報告
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ⑥ 市税の納税証明書

※申請内容等に関する協議は、必要に応じ適宜行わせていただきます。

(3) 応募方法

応募書類（各1部）を取りまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

① 郵送

郵便書留により郵送してください。

② 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間に、応募先までご持参ください。

(4) 応募先

上田市役所 都市建設部交通政策課 交通政策担当（本庁舎3階）

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

(5) 質問の受付

① 質問方法

質問票（様式4）により電子メール又はファクシミリで問い合わせ先までお送りください。

なお、御質問の際には、法人名・担当者名を明記した返信先を必ず記載してください。

② 質問期間

令和6年10月25日（金）から随時

③ 回答方法

回答は、電話、電子メール又はファクシミリで質問者様へ直接ご回答いたします。

(6) 留意事項

① 応募にかかる費用は、全額応募者の負担とします。

② 必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

③ 提出された書類は返却しません。

④ 提出された書類は、パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

⑤ 提出された書類は、上田市情報公開条例に基づき公開することがあります。

## 5 パートナーの選定方法

### (1) 選定委員会の設置

パートナー選定委員会において、応募のあった愛称案、契約期間、応募金額、応募者の経営状況、社会貢献等の実績、地域性などについて、総合的な審査を行い、パートナーの優先候補者を選定します。

なお、優先交渉者の選定に当たっての選定基準は以下の表のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。応募者が1者のみの場合も、選定委員会において市のパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しないことがあります。

審査区分	審査項目	審査のポイント	配点
応募者の状況	経営の安定性	決算報告書等による財務の健全性	10
	社会貢献等	社会貢献等に係る理念、実績、計画等	20
	地域性等	事業所の所在、市事業等への貢献実績	10
応募内容	応募金額	応募金額の妥当性	40
	契約期間	契約期間の妥当性	10
	愛称案	親しみやすさ、分かりやすさ 施設のイメージや設置目的との整合等	10
合計点数			100

### (2) パートナーの決定及び公表

上田市は、パートナーの優先候補者と契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

また、パートナーが決定した場合は、パートナーの名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等について、広報うえだや市のホームページ等を通じて公表します。

### (3) 本施設の貸付相手との協議

本施設は、鉄道事業及び鉄道事業に付帯する事業に使用するため鉄道事業者へ貸与しており、調整が必要となる事項について、別途協議することがあります。

### (4) 契約の解除

契約締結後、パートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合などには、契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

この場合、原状回復等に必要な費用は、パートナーの負担とします。

なお、契約満了前であっても、すでに払い込まれた契約料については返金しません。

## 6 問い合わせ先

上田市役所 都市建設部交通政策課 交通政策担当 (本庁舎3階)

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

電話：0268-23-5011 F A X：0268-23-5138

E-mail:kotu@city.ueda.nagano.jp

(別表 1)

- ① 法令等に違反しているもの
- ② 市税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

(別表 2)

- ① 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ⑦ 個人名を冠したもの
- ⑧ その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(別紙)

## 「別所線千曲川橋梁」の概要



### 1 施設の沿革、特色

令和元年東日本台風災害で落橋した千曲川橋梁の復旧にあたり、国の補助金を活用するため、上田電鉄株式会社から寄贈を受け、公有化した別所線の鉄道施設です。別所線は、通勤・通学の若年層、高齢者をはじめとする交通弱者、観光客などの欠かせない交通手段で年間約 100 万人に利用されています。

千曲川橋梁を含む別所線は、令和 2 年 6 月 19 日に認定された日本遺産認定ストーリー【レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～】の構成構造物です。

また、ふるさと寄附金制度及び企業版ふるさと納税制度を通じて多くの皆様に支援を頂いている鉄道施設です。

### 2 施設の概要

- 建設(開設)年月日 1924 年 8 月 15 日
- 構造・規模 “5 径間単線単純下路鋼プラットラス桁”鉄骨造  
橋長：224.18 m
- 利用者数 (上田電鉄別所線利用者数)  
令和 6 年度：1,075,637 人  
令和 5 年度：1,046,449 人  
令和 4 年度：971,500 人  
令和 3 年度：878,565 人
- 本施設の貸付相手 上田電鉄株式会社  
(貸与期間：令和 3 年 3 月 28 日～令和 13 年 3 月 27 日)
- 日本遺産認定ストーリー構成構造物 (別所線)
- ふるさと納税実績  
令和 6 年度 25,721 千円：1,035 件  
令和 5 年度 20,445 千円： 840 件  
令和 4 年度 21,448 千円：1,012 件  
令和 3 年度 28,625 千円：1,134 件  
令和 2 年度 44,348 千円：1,970 件  
令和元年度 38,460 千円：1,034 件
- 企業版ふるさと納税実績  
令和 5 年度 5,000 千円：1 件

